

平成 30 年 9 月 13 日

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27-8
株式会社ひのき（キューテレビ）

**讀賣テレビのデジタル放送同時再放送に関する
最高裁判所の平成 30 年 9 月 6 日付決定について**

この度、当社（代表者：代表取締役 檜 悟）がかねてより国に対して行っておりました行政訴訟につきまして、最高裁判所より決定がなされました。

主文（一部抜粋）

本件を上告審として受理しない。

これにより、平成 29 年 12 月 8 日に出された東京高等裁判所の判決が確定し、平成 25 年 7 月に総務大臣より出された総務大臣裁定と併せて、**当社業務区域内である徳島県板野郡北島町・松茂町・上板町の全域で讀賣テレビのデジタル放送の同時再放送が認められました。**

当社はかねてより、地域の方々が開局当初から数十年にわたり視聴を続けてきた讀賣テレビの放送を、デジタル放送への移行後も何ら変わりなく継続して視聴できるよう、同時再放送について関係機関との協議、総務大臣への申請等を継続してまいりました（別紙の通り）。

また地域の方々はもとより県内の多くの方々から再放送の継続を望むご意見、当社の取り組みに対するご支援の声を数多くいただいております。今回の判決は当社のみならず地域の方々の要望が正当に評価、判断されたものと受け止めております。

当社はこの度の内容と意義を踏まえ、今後も引き続き当社サービス加入者の皆様方をはじめ地域の方々のために尽力を続けてまいりますので、今後とも何卒ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

【これまでの経緯】

昭和 30 年 8 月	読賣テレビがテレビジョン放送を開始 (徳島県内でもアンテナによる視聴が始まる)
昭和 62 年 5 月	当社開局、読賣テレビほか各局のアナログ放送の同時再送信を開始 (以後、地デジ化までの約 25 年間にわたり再送信を継続)
平成 13 年 7 月	総務省が国策として放送のデジタル化を決定
平成 18 年 8 月	読賣テレビをはじめ区域外放送のデジタル再送信に関する協議開始 (以後地デジ化までの 5 年間協議を継続したが読賣テレビのデジタル再送信同意が得られず協議が長期化)
平成 23 年 6 月	当社が総務大臣裁定を申請
平成 23 年 7 月	地上波テレビ放送が完全デジタル化 ※その後放送法の改正により「同時再送信」は「同時再放送」と改称
平成 23 年 10 月	総務大臣が裁定申請を拒否する処分を行う
平成 23 年 11 月	当社が拒否処分に対する異議申立てを申請
平成 24 年 12 月	総務大臣が拒否処分の取消しを決定
平成 24 年 12 月	日本テレビ放送網株式会社が大阪地裁に当社が行っている読賣テレビ再放送の差止めを求める仮処分申立てを行う
平成 25 年 5 月	大阪地裁が仮処分申立てを却下する (同年 6 月に確定)
平成 25 年 7 月	総務大臣より総務大臣裁定が出される 北島町、松茂町での再放送は認められたが、上板町での再放送が認められず
平成 25 年 8 月	当社が総務大臣裁定の一部 (上板町での再放送が認められない部分) に対して異議申立てを申請
平成 27 年 2 月	総務大臣が異議申立てを却下する
平成 27 年 6 月	当社が東京高裁に行政訴訟を行う
平成 29 年 12 月	東京高裁より判決言渡 異議申立て却下の決定を取り消す (上板町での再放送が認められる)
平成 29 年 12 月	国が上告申立て
平成 30 年 9 月	最高裁が上告を不受理とし、判決が確定